

定例監査の結果

1 監査の期間

平成31年2月1日から平成31年2月22日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部 商工観光課

(2) 対象期間

平成30年4月1日から平成30年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 商工観光課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

(イ) 契約書に、契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。

(ウ) YOMISE ウキウキ通り開催業務委託契約において、業務委託契約約款第9条で規定する書面による変更手続きが行われていなかった。

(エ) 観光事業委託契約において、完了届が提出されていなかった。

イ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用しているものがあった。他、公印の印影の使用許可の手続きを行わず、印影を使用しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

ウ 市営駐車場の平成30年4月の利用について、自動更新条項を用いて継続利用させていた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務処理をされたい。

エ 市営駐車場使用料について、同時調定で事務処理していた。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

オ 補助金事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務処理をされたい。

(ア) 温泉維持管理事業補助金に係る交付申請書において、添付された収支予算書の内容に誤りがあった。

(イ) 西尾市観光協会の財源は主に、会費、補助金、委託料及び事業収益などから構成されているが、多額の繰越金を計上しているため、補助金額の妥当性及び余剰財源の活用方法について検討されたい。